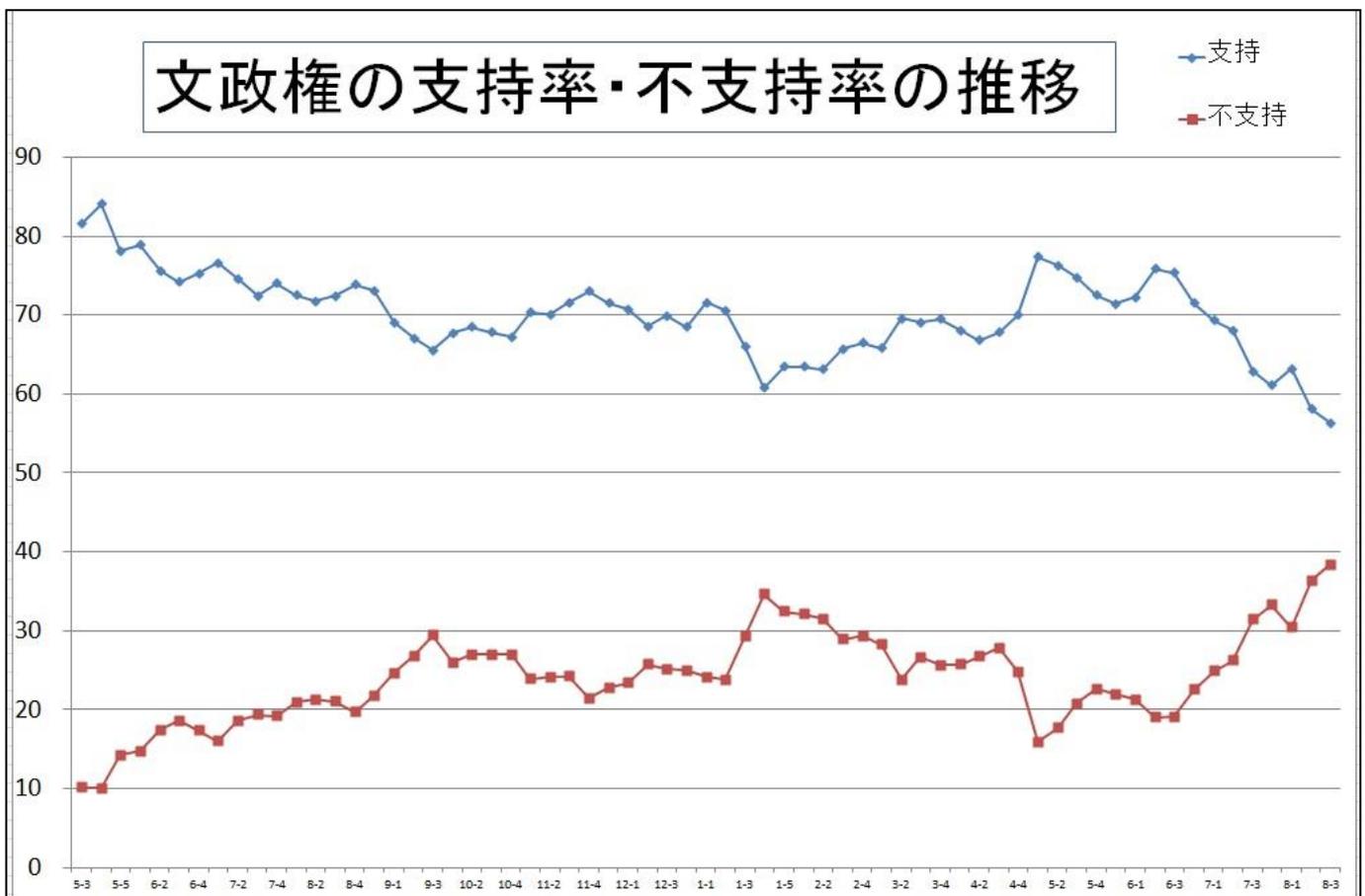


### 新政権発足 1 年後の韓国 (韓国)

#### <高い支持率を維持>

文在寅氏が韓国大統領に就任してから 1 年余りが経過した。前大統領の弾劾の後、国民の圧倒的な指示を受けて誕生した現政権だが、現在の韓国国内の状況はどうなっているだろうか？ これまでの 1 年間を振り返るとともに、現在の状況を眺めてみることにしたい。

文政権の支持率は発足当初より低下したとは言え、現在でも 60%前後を維持している。直近はやや低下傾向ではあるものの、比較的高い水準であると言えるだろう。こうした高い水準を維持できている理由は主に対北朝鮮政策をはじめとする外交政策が評価されてのものだという声が多い。



※直近はやや低下傾向であるものの、支持率は高い水準を維持している (韓国リアルメーターの調査をもとに作成)

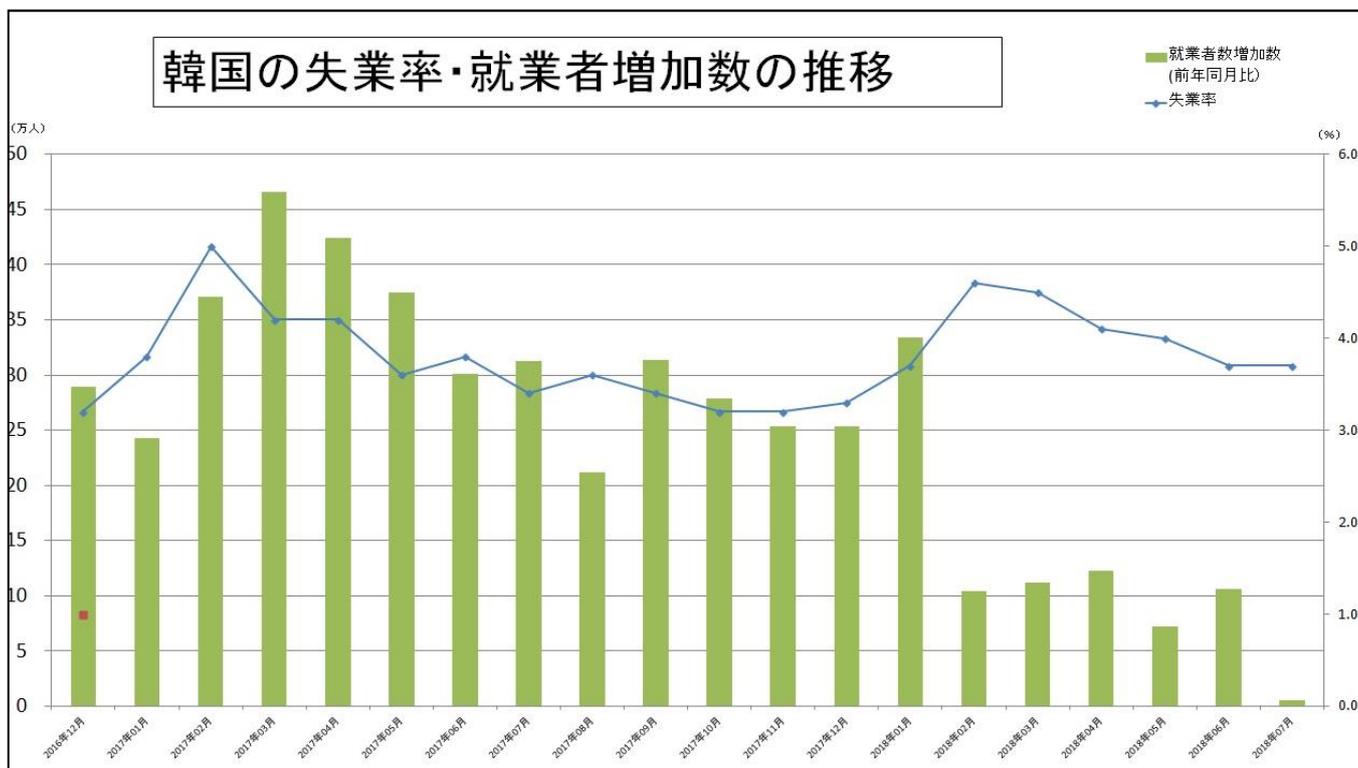
#### <なかなか成果が見えない経済政策>

一方で経済政策はどうであろうか？ 残念ながら目に見える成果は出ていないというのが正直なところだろう。直近の支持率の低下も経済政策が影響していると言われており、とりわけ来年 (2019 年) の最低賃金の決定に因るところが大きいと見られている。

具体的に見ていくと、2019 年の 1 時間当たりの最低賃金は 2018 年から約 10%アップの 8,350 ウォン (約 835 円) となった。2017 年から 2018 年も 16.4%アップ (6,470 ウォン→7,530 ウォン) しているので 2 年続けての大幅上昇である。こうした急激な上昇に対しては小規模企業を中心に強い不満の声が上がっている。また、在韓日系企業の中では工場を持っている企業を中心に影響が出始めているようだ。

企業活動だけではなく国民生活にも影響が出始めている。最低賃金の上昇に合わせ、食料品など身近な商品の価格が目に見えて上昇しているのだ。

国民の所得を増加させ、経済に好循環をもたらそうという現政権であるが、現在のところは失業率が高止まりしていることに加え、今年2月以降、就業者数の増加幅が減少するなど負の側面が目立っている状況だ。果たして、これが産みの苦しみのなかのかが注目されるところであろう。



※失業率に大きな変動は見られないものの、今年の2月以降、急激に就業者数の増加幅が減少している（韓国統計庁資料から作成）

＼対相塚とエケ山ヒョク：／

現政権は高い支持率を保つ一方で、経済政策で課題を抱えている状況だ。そんな中、最も注目されているのは最低賃金を含む労働政策と思われる。例えば、労働時間の短縮（週の労働時間の上限を68時間から52時間に短縮）は大きな注目を集めている。これはワークシェアリングを意図していると言われており、雇用を増加させる政策の一環だ。同制度は大企業を対象に始まっているが、急激な最低賃金の上昇と同様、あるいはそれ以上に企業にとって負担が重いという声も根強い。こうした「所得主導型」の政策が韓国経済に好循環を産み出すことができるかどうか、引き続き注目だ。

（日本商工会議所 ソウル事務所長 関口 正俊）

# 就労ビザ制度の廃止・改定の突然の発表（オーストラリア）

## <457 ビザの廃止、TSS ビザ導入の発表>

2017年4月、豪州政府はこれまで日本を含む各国からの駐在員が利用してきた457ビザを段階的に改定し、2018年3月から新しい就労ビザ（TSSビザ）へ移行することを発表した。事前の予告や経済界への聞き取り調査なども行われず、突然の発表であった。

4月に行われた初回の段階的改定では、就労期間、職業リスト、申請条件などが変更され、全体的に要件が厳格化された。主な変更点は、職種リストの見直しによって約200の職種がリストから削除され、さらにビザの期間が職種によって最長2年と最長4年のカテゴリーに二分された。日系企業の多くが利用していた経営幹部の職種が最長2年の職業リストに分類され、豪州での事業規模が小さい会社などは457ビザを取得することが困難になり、さらに一定額以上の給与取得者に対する英語要件の免除が取り消されるなど大変厳しい改定内容であった。

このような措置は、日系企業のみならず、海外の優秀な人材を必要とする豪州企業などへの影響も大きく、全豪日本商工会議所連合会（シドニー、メルボルン、パース、ブリスベン、ゴールドコーストの各地日本商工会議所が所属）や日豪経済委員会、日本商工会議所、東京商工会議所をはじめ、様々な国の企業や団体が豪州連邦政府に制度の見直しを訴えた。その結果、2017年7月1日に発表された2度目の段階的改定では、多くの職種がリストに復活し、日豪EPAのように豪州との間で経済連携協定が締結されている場合、その相手国のグループ企業からの駐在員に対して例外規定が設けられるなど、4月に改定された措置が大幅に緩和された。

## <457 ビザ（改定前）と TSS ビザの主な要件の比較>

	457 ビザ（改定前）	TSS ビザ
職業リスト	CSOL(職業リスト)：4年	STSOL（短期間職業リスト）：2年 MLTSSL（中期間職業リスト）：4年
付帯条件（caveats）	なし	職種によっては有り
英語要件	基本給が\$96,400 以上の場合は免除	基本給が\$96,400 以上で尚且つ グループ企業間異動の場合は免除
英語テスト （該当する場合）	IELTS テストの総合的なスコアが5.0で 各項目の最低スコアが4.5	STSOL：変更なし MLTSSL：総合的なスコアが5.0で各項目の最低スコアが5.0
年間基本給（TSMIT）	\$53,900 以上	\$53,900 以上
現地従業員（オーストラリア国籍及び永住者）に対する 研修基準	トレーニング・ベンチマーク 社員の全給与の1%以上を社員研修費用として支出、または社員の全給与の2%以上を業界の研修ファンドに支出	トレーニング・ファンド・レビー 1,000 万ドル未満の小規模企業は、主申請人につき年間 \$1,200、 1,000 万ドル以上の中・大企業は、主申請人につき年間 \$1,800
無犯罪証明書の提出	必要なし	義務化
健康診断	大半のケースは不要	変更なし

## <TSS ビザが 2018 年 3 月 18 日から導入>

2018 年 3 月 18 日から 457 ビザは廃止され、TSS ビザに移行された。前年 4 月の改定発表時のような大きなサプライズはなく、前年 7 月の改定で緩和された英語要件や日豪 EPA による例外措置を引き続き享受できることが確認された。一方、457 ビザの改定で義務化された無犯罪証明書の提出など、課題も残っている。さらに、制度の問題とは別に審査期間が長期化していることが、日系企業の懸念材料となっている。

## <認定スポンサーシップ (Accredited Sponsorship) >

TSS ビザ導入のタイミングで認定スポンサーシップの要件が緩和された。ビザ申請件数が少ない企業でも売上や現地従業員比率の要件を満たしていれば該当することになったため、多くの日系企業が認定スポンサーシップ要件緩和の対象となる見込みだ。一定の要件を満たし認定スポンサーになると、下記のようなメリットを享受できるため、現地日系企業にとっては、これまで以上に認定スポンサーシップの取得が重要となっている。

- ノミネーション申請及びビザ申請時の優先的な審査
  - オーストラリア以外の国の無犯罪証明書の代わりに雇用者が申請者の人物証明を保証することが可能
- 内務省は半年ごとに労働市場のニーズに合わせて職業リストやその他要件を見直すと公表しており、今後の動向が注目される。

### <認定スポンサーシップの主な要件>

	申請件数が少ないスポンサー企業	申請件数が多いスポンサー企業
過去 2 年の年間売上げ	400 万豪ドル以上	同左
全従業員のうちオーストラリア市民権及び永住権保持者が占める割合	最低 85%	最低 75%
過去 2 年間ににおけるノミネーション申請の承認実績	最低 1 件	最低 10 件

(シドニー日本商工会議所 事務局長 原田 芳明)